

令和8年度 地域の多様な主体による放課後プログラム実施マニュアル作成事業委託 仕様書

1 目的

変化が激しく将来の予測が困難な時代を心豊かに生きていくために、多様な価値観をお互いに尊重し、それぞれが自身の学びを発揮しながら、新しい考え方や価値観を創造していくことが重要です。

そこで、川崎市では学校教育だけでなく、地域の多様な主体が、放課後に様々な体験や学びの機会を提供することで、子どもたちが「さまざまなワクワクに出会い、興味や関心を広げたり、深めたりする機会」を選択できるよう環境づくりに向けた放課後プログラムの実施を検討しています。

本業務は、放課後プログラムの事業化に向けた仕組みの構築を目的とし、実際に企業や行政機関等が行う取組を伴走支援するなどの実証実験の実施を行ったうえで、実施マニュアルを作成するものです。

「放課後プログラム」の実施目的

- 地域の教育力を発揮して、子どもたちが興味や関心を広げる機会の提供
- 子どもたちの学びのために活動したい地域の多様な主体が、活躍できる機会の創出
- 教職員が、学校教育で推進する探究的な学びのパートナーとして、地域の多様な主体とマッチングする機会として活用

2 業務内容

(1) 地域の多様な主体による放課後プログラム実施についての仕組み及びマニュアルを構築する。

今後、放課後で継続して実施していくことができる仕組みを作っていくという観点のもと、下記について検討したものとすること。

【事務局用マニュアル】

- ①実施主体が主体的に実施できるようにするために必要となる支援内容の精査など
- ②実施主体との個別企画を立案時に、実施内容や実施上の留意点などの調整ポイントや調整方法など

【実施主体用マニュアル】

- ①個別企画の立案に役立つ考え方や子どもの関心を惹く工夫など
- ②参加する子どもの募集方法、周知方法、保護者対応、中止時等の連絡など
- ③材料費などの実費が必要な場合の徴収方法など
- ④その他、委託者及び受託者が必要と考える事項など

(2) (1)のマニュアル作成のため、実証実験として放課後プログラムの実施

地域の多様な主体による放課後プログラムをサポートして実施するとともに、見本となるような放課後プログラムを直接実施する。

- ①実施数:3件以上

※うち1件以上は、川崎市に関連する企業や団体を実施主体として実施

なお、委託者から実施意向のある企業や行政を紹介可能。

②実施校:川崎市立久末小学校(学校カリキュラム外の実施として放課後に実施)

③実施期間:契約締結日から令和9年2月15日(月)までの学校開校日

④実施テーマ:任意とするが、事前に委託者と協議すること

※プロポーザルの際は、(1)について、どのような考え方、ノウハウ、経験等を活かせるのか、(2)について、(1)のために効果的な実施手法、企画案、回数等をご提案ください。

【業務実施時の留意事項】

・川崎市立久末小学校児童数等(令和8年5月1日現在)

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
児童数	97	72	84	111	114	103	581
特別支援(再掲)	10	5	9	4	7	7	42

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	特別支援	合計
学級数	3	2	3	4	4	3	9	28

・(2)のプログラム実施中の写真のデータ提供

今後、委託者が画像データを使用した広報等を外部に提供する前提で、事前に参加する子どもの保護者から写真使用の可否について承諾を得たうえで、現物を委託者にデータとともに引き渡すこと。

・放課後プログラム実施の周知について

児童への周知は保護者への配信ツール(ミマモルメ)を利用する予定。小学校では、教職員に紙のチラシ配付は依頼できないが、教室に置いてもらうことは可能。

紙のチラシが必要な場合、受託者で必要枚数を用意すること。また、保護者へ配信するため、チラシデータを委託者へ提供すること。

3 履行場所

委託者が指定する場所

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月15日(月)まで

5 成果物

受託者は、本業務の履行期限内に下記成果物を納品すること。

(1)マニュアル及び報告書(紙) 2部

- (2) マニュアル及び報告書のデータや各種経過資料等を収めた電子媒体(DVD 等) 1 枚
電子媒体はウイルスチェックの上、ウイルスチェック証明書(任意様式)とともに納品すること。
- (3) 業務完了後、速やかに業務完了届を提出すること

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議の上、その一部を委託することができる。

(2) 個人情報の適正管理

業務に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の本旨に従い、本市と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。また、本委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

7 その他

- (1) 受託者は、適宜本市と協議を行い、協議結果を踏まえた上で各種業務等に着手すること。
- (2) 受託者は、本市が指定した期日までに関係書類を提出することとし、成果品の編集等については、本市と十分協議すること。
- (3) 本市の所持する資料のうち、当該業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取扱い、業務終了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料及び当該業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、本市と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。
- (5) 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて本市に帰属するものとする。なお、成果物等のすべてについて、委託者及び受託者(再委託事業者を含む)の双方において、業務に必要な範囲で利用、改変、二次利用する権利を有するものとする。
- (6) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (7) 自然災害や社会情勢等の変化により、実施内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、本市と本委託に係る業務内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項、又は不明な点がある場合は、本市の条例又は規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定するものとする。